

## 住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置

### 減額を受けるための要件

1. 新築の日から10年以上経過した住宅（居住部分が2分の1以上）であること。  
なお、賃貸住宅は対象外となります。
2. 改修後の住宅の面積が40㎡以上240㎡以下であること。  
（令和8年3月31日以前に改修が完了した場合は、改修後の面積が50㎡以上280㎡以下であること。）
3. 次の①～③のいずれかの方が居住していること。  
①65歳以上の方   ②要介護認定又は要支援認定を受けている方  
③障害のある方（地方税法施行令第7条各号に掲げる者）
4. 次の①～⑦の工事で、補助金や介護保険等からの給付を除く自己負担額が50万円を超えるもの。  
①廊下の拡幅   ②階段の勾配   ③浴室の改良   ④便所の改良   ⑤手すりの取付け  
⑥床の段差の解消   ⑦引き戸への取替え   ⑧床表面の滑り止め化  
※エレベーターや階段用昇降リフトの設置工事は対象外となります。
5. 令和13年3月31日までに完了した工事であること。

### 減額される期間

工事完了年の翌年度のみ減額されます。具体的には、工事完了日が令和8年5月15日の場合は令和9年度分の減額、令和9年1月15日の場合は令和10年度分の減額となります。

### 減額される金額

一戸あたり100㎡を上限に3分の1を減額します。

### 減額を受けるための手続き

<ご提出いただく書類>

1. 住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額申告書
2. バリアフリー改修に要した費用等を証する書類（領収書、見積書、工事明細書等）
3. 補助金等の交付がある場合は、交付決定通知書の写し
4. 改修箇所の写真（改修前・改修後）
5. 居住者要件を満たしていることの確認できる資料（介護保険被保険者証、各種手帳、住民票等）
6. その他必要書類（建物図面等）

<申告書の提出期限>

改修が完了した日から3ヶ月以内



お問い合わせ先  
大津市役所総務部資産税課家屋係  
TEL：077-528-2725（直通）